

1 セルフメディケーション税制の見直し

セルフメディケーション税制の対象となる医薬品をより効果的なものに重点化し、手続きの簡素化を図った上で、適用期間を5年延長します。

具体的には、いわゆるスイッチ OTC 薬から効果の薄いものを対象外とし、とりわけ効果があると考えられる薬効について、スイッチ OTC 成分以外の成分にも対象を拡充します。

2 退職所得課税の適正化

現状の退職給付の実態を踏まえ、勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金についても、雇用の流動性等に配慮しながら、退職所得控除額を控除した残額のうち 300 万円を超える部分について、2分の1 課税の平準化措置の適用から除外します。

3 住宅ローン控除制度の見直し

2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた措置、会計検査院の指摘への対応と当面の経済状況を踏まえた措置を踏まえて、住宅ローン控除制度を見直します。

【改正の概要】

- 入居に係る適用期間を4年間延長（令和7年12月31日までに入居）
- 控除率は一律0.7%（改正前：1%）
- 控除期間は、
 - 新築等の認定住宅等：13年
 - 新築等のその他の住宅：令和4・5年入居は13年、令和6・7年入居は10年
 - 既存住宅：10年
- 住宅の環境性能等に応じて借入限度額を上乗せ
- 令和6年以降に建築確認を受けた新築住宅は、省エネ基準への適合を要件化
- 中古住宅の築年数要件（耐火住宅25年、非耐火住宅20年）を廃止し、「昭和57年以降に建築された住宅」に緩和
- 適用対象者の所得要件を合計所得金額2,000万円以下に引下げ（改正前：3,000万円以下）
- 合計所得金額1,000万円以下の者は、令和5年以前に建築確認を受けた新築住宅の床面積要件を40㎡以上に緩和
- 所得税から控除しきれない額については、所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）の範囲内で個人住民税から控除

| 【改正前】 | | 【改正後】 | | | |
|----------------|------|---------|-------------------------|---------|---------|
| | | R4 | R5 | R6 | R7 |
| 新築住宅 買取再販住宅 | 認定住宅 | 5,000万円 | 認定長期優良住宅 認定低炭素住宅 | 5,000万円 | 4,500万円 |
| | 一般住宅 | 4,000万円 | ZEH水準省エネ住宅 | 4,500万円 | 3,500万円 |
| | | | 省エネ基準適合住宅 | 4,000万円 | 3,000万円 |
| | | | その他の住宅 | 3,000万円 | 2,000万円 |
| 既存住宅 | 一般住宅 | 2,000万円 | 認定長期優良住宅 認定低炭素住宅 | 3,000万円 | |
| | | | ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅 | | |
| | | | その他の住宅 | 2,000万円 | |

※「認定住宅等」は、認定長期優良住宅・認定低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅のことをいいます。

※「買取再販住宅」は、既存住宅を宅地建物取引業者が一定のリフォームにより良質化した上で販売する住宅のことをいいます。

※「その他の住宅」は、省エネ基準を満たさない住宅のことをいいます。

【住民税の控除限度額】

| 居住年 | 消費税率 | 控除限度額 |
|-----------------|--------|-----------------------------|
| H21.1～H26.3 | 5% | 所得税の課税総所得金額等×5%（最高 9.75万円） |
| H26.4～ R3.12 | 8%・10% | 所得税の課税総所得金額等×7%（最高 13.65万円） |
| | 5% | 所得税の課税総所得金額等×5%（最高 9.75万円） |
| R4.1～R7.12 | 10% | 所得税の課税総所得金額等×5%（最高 9.75万円） |

※新型コロナウイルス感染症等の影響により、新築で令和3年9月末までに契約し、令和4年中に居住開始する場合は、所得税の課税総所得金額等×7%（最高 13.65万円）の控除を受けられます。

4 事業所得と業務に係る雑所得の判定

事業所得と認められるかどうかは、その所得を得るための活動が、社会通念上事業と称するに至る程度で行っているかどうかで判定することが原則ですが、その所得に係る取引を記録した帳簿書類の保存がない場合（その所得に係る収入金額が300万円を超え、かつ、事業所得と認められる事実がある場合を除く。）には、業務に係る雑所得に該当することが明確化されました。

5 成年年齢の引き下げ

前年の合計所得金額が135万円未満の未成年者は、市県民税が非課税となりますが、民法改正により、この未成年者の年齢も20歳から18歳になります。

未成年者に該当するかどうかは、賦課期日（毎年1月1日）現在の年齢で判定します。

なお、既婚の方は未成年者とみなされません。

6 業務に係る雑所得の現金主義による所得計算の特例等

業務に係る雑所得の金額の計算は、一般的には商品を引き渡したときに売上を計上する「発生主義」ですが、例外として入金があった時に売上を計上する「現金主義」が認められています。現金主義による所得計算をする場合には税務署への届け出が必要になりますが、その年の前々年分の雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が 300 万円以下の場合には、届け出をしなくても現金主義による所得計算が認められるようになりました。

また、その年の前々年分の雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が 300 万円を超える場合には、5年間その業務に係る現金預金取引等関係書類を保存しなければならず、1,000万円を超える場合には、申告書に収支内訳書を添付しなければなりません。